

（1）第24回合同作業部会の結果報告



2023年12月14日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 第24回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	1	第23回合同作業部会の結果報告	<p>（要望）（WG後） パッケージソフトのOS・ブラウザの他、動作保証環境の情報開示はいつ頃予定されていますか？ 他社様含め、今後、Windows11に向けたPCを仕入れる予定があると思いますので、2024年内には提示頂くことを希望します。</p>	今後の説明会等で早期にご案内できるよう努めます。
2			<p>（要望）（WG後） 輸入者（口座名義人）にも「リアルタイム口座振替完了通知情報」を配信していただきたい。理由としては、輸入者が直接入手出来るのであれば業務効率化に繋がるため。</p>	改修規模が大きいため、対応困難です。
3	2	自動車通関証明のシステム化＜2＞	<p>（意見）（WG後） 自動車通関証明のシステム化について社内で確認した結果は、特に問題ないと思われます。</p>	ご確認ありがとうございました。 提案の通り進めさせていただきます。
4	3	リアルタイム口座振替方式に関する機能追加（特例申告対応）	<p>（意見） 輸入申告等照会(IID)業務の保留識別に出力される「W」については輸入申告1件毎の照会となるのか、例えばまとめて特定月の引き落とし未済の申告を照会する機能はないか。引き落とし漏れを管理するのが難しい印象である。</p>	IID業務は輸入申告1件毎の照会となり、保留となった申告情報をまとめて照会する業務はございません。
5			<p>（質問） 7次NACCSで実施するIID業務の対応については、今年度のプログラム変更でも対応をする認識でよいか。</p>	今年度のプログラム変更においてもIID業務での引き落とし状況を確認できるよう検討中です。

1. 第24回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
6	3	リアルタイム口座振替方式に関する機能追加（特例申告対応）	（質問） IID業務で引き落としを保留とした場合は「W」が出力されるとのことだが、通常申告の場合は6次NACCSと7次NACCSにおいても残高不足で引き落としされない場合はIID業務で確認が可能か。	6次NACCS及び7次NACCSともに、口座不足で保留の場合に「P」が出力されます。6次NACCSでのプログラム変更後、及び7次NACCSにて引き落とし保留の場合は、「W」が出力されます。
7			（要望） 現行仕様における要望であるが、特例申告の場合であればIID業務で対応可能だが通常申告の場合件数が多いので、IDI業務等で一括で照会できる機能を追加していただきたい。	現行対応部署に伝え、実施可否を含めて検討いたします。 →6次での対応についてはプログラム変更要望の受付も締め切られており、対応が難しい状況です。また、7次においても現状のIDI業務の仕様に大幅な変更が必要なため、対応が困難です。
8			（質問） 本案件のメリットはあるのか、また受益者は誰になるのか。	輸入者が事前に引き落とし額の把握が可能となるため、輸入者がメリットを得ると考えています。通関業者も事前に引き落とし額が輸入者に通知されることで、残高不足による引き落とし不可を避けることができます。
9			（意見） 通知することがメリットなのであれば、納付がすべて手動になることで利便性が損なわれる恐れがあるので、従来通り自動で引き落とされる機能も選択肢として残した方がよい。	7次NACCSで対応する特例申告については、納付方法識別を「R」で登録することで一括納付の対象になり、自動引き落としとなります。どちらのメリットを取るか、場合によってご選択いただくこととなります。
10			（要望） 6次NACCSのプログラム変更について、輸入者の保留の利用が増えた場合は輸入者の回答待ちをするケースが増えることも可能性として考えられるため、ROW業務で複数の申告番号を入力できるようにしていただきたい。	実施可否も含め、検討いたします。 →当該機能がどの程度利用されるか未確定であり、改修規模も大きいので、第7次NACCS更改時点での対応はできません。

1. 第24回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
11	3	リアルタイム口座振替方式に関する機能追加（特例申告対応）	<p>（要望）（WG後）</p> <p>リアルタイム口座振替方式に関する機能追加（特例申告対応）について社内展開しました。結果、懸念点、危惧点がございますので、以下お願いできればと思います。</p> <p>結論を先に申し上げますと、現行、次期NACCSとも周知の際に、注意（書き）を追記または周知していただきたい。</p> <p>注意書きの例文としては、 「特例申告 納税申告について正当な理由なく期限内に特例申告を提出しない場合、特例輸入者承認が取り消されることがありますのでご注意ください。（関税法第7条12？ 関税法施行令第4条の14？（すいません適用法令部分をご確認お願いします。）」（文章は税関HPカスタムアンサー1903より引用しました。）</p> <p>危惧している理由は、 ①説明資料 P 1、3. 次期仕様②. . . 当該納付方法の変更は特例申告期限日経過後も実施可能とする。 ②同 P 4 下部（注）納期限を経過してからROW業務を実施した場合、業務実施時に延滞税の計算を行い、延滞税額を含めて口座引き落としを行う。 上記①、②の記載だけを見ると、特例申告に詳しくない人（例えば経理部門の人）が見た際に、延滞税を支払えば、期限内特例申告（納税）しなくても問題ないと間違った理解をしてしまうと思われる為です。</p> <p>税関AEOセンター様よりも、特例輸入申告の期限内納税を1件でも納税しないと、特例輸入者承認が取り消させることがあるので、厳重に管理してくださいと常々言われておりますので、軽くとらえてもらっては、困りますので危惧している次第です。</p> <p>ワーキンググループ席上で、輸入申告等照会業務IIDの保留識別「W」についてまとめて特定月の照会（できればキーは特定月で特定月全件対象の照会）が可能にしてほしいという発言をしたのは、この特例輸入者承認の取消しを危惧して、1件のミスも無い様に管理しなければなりませんので、発言しました。</p>	<p>法令を遵守いただくことはシステム利用にあたって前提となります。特例申告及び納税申告に際しては、関係法令に従い適正に業務を実施いただくよう、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>また、本資料項番7での回答の通り、IDI業務で保留識別「W」となった申告の一覧照会の提供は難しい状況です。</p>

1. 第24回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
12	4	納期限延長に係わるリアルタイム口座対応く 3>	(要望) 直納を選択した場合、帳票上ブランクで表示されることで誤認を招くことから、できれば直納の場合も他のコードと同様何らかの形式で直納と分かるように表示していただきたい。	実施可否を含め、検討いたします。 →改修規模が大きいため対応が難しい状況です。代替手段として、第7次NACCSにて機能追加されるパッケージソフトの個人用チェック機能をご利用いただくことで入力忘れ等の対策が可能です。
13			(質問) 一括納付の納期限延長でリアルタイム口座の残高不足で、口座の積み増しが遅れた場合は延滞税が発生することが想定されるがその場合の延滞税はどのように通知されるか。 また、その場合は延滞税の税額はどこに表示されるか。リアルタイム口座振替完了通知情報に出力されるのか。	口座残高不足となった場合、納期限延長口座引落としエラー通知情報（新規帳票）が申告者宛てに出力されます。当該帳票に本税額と延滞税額の内訳が出力されますので、延滞税の有無及び金額が確認可能です。なお、当該帳票に出力される延滞税額は、引き落としエラー日時点での算出額であり、後日、KZH業務で再引き落としを行った場合には、延滞税額が変わる可能性があります。
14			(質問) (WG後) 修正申告以外では、一括納付の納期限延長でリアルタイム口座の残高不足の場合、エラーとなった日では法定納期限を過ぎていないため、まだこの段階では延滞税が発生しないはずである。そのため、「納期限延長口座引落としエラー通知情報」にも延滞税の記載はないと思われる。 エラーとなった日を過ぎて口座の積み増しをした場合、KZH業務で再引き落としを実施する前に延滞税の確認をする場合、現行業務の延滞税額計算照会（ICD）で照会可能か。	ご認識の通り、納期限延長の一括納付での自動引落は法定納期限日に行われる為、自動引落処理時のエラー通知情報には延滞税額の記載はございません。 エラー通知情報はKZH業務を行った際にも出力される帳票のため、延滞税が発生する場合の出力項目として設定しております。 法定納期限日を過ぎてから実際に納付する日までの延滞税額の確認はICD業務で照会が可能です。
15			(質問) (WG後) 延納分をリアルタイム口座払いする場合、納付書は出力されないと認識している。これを使用する場合に代わりの帳票として申告者に出力されるのは、①「一括納付用明細書情報」、②「リアルタイム口座振替完了通知情報」となるが、輸入者としても利用することを考えているので、帳票の配信が必要。そのため、「申告者等」の中に輸入者が含まれるか確認させていただきたい。	いただいたご意見については、第16回WGで同様のご意見をいただき第19回WG資料でご説明した通り、申告時に入力する口座番号は輸入者の口座番号に限らないため、口座番号が記載された帳票が申告者以外の者にも出力されてしまうことに問題がある。との理由から対応不可となっております。また、本資料項番2にも記載の通り、「リアルタイム口座振替完了通知情報」の輸入者への出力については改修規模が大きいため対応困難です。

1. 第24回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
16	5	特例申告業務の改善＜2＞	（質問）（WG後） 念のため確認ですが、AEOの提出不要の原産地証明書等について要提出の判定表示をしないこととなることですが、暫八利用時も1Y表示がなくなるということでしょうか？一律にGY判定を取り消すということではないですね。	ご認識のとおり、GY判定表示を出力しないこととするのは、特例申告（特例委託を含む、以下同様）等（申告等種別コード：T、V、J、P、R）における原産地証明書に係るもののみであり、加工再輸入減税制度（暫8）等、減免税に係るGY判定表示は、現行の通り出力されます。 また、特例申告（申告等種別コード：T、V）においても、GY判定表示を行います。
17	6	包括評価申告の個別業務課＜2＞	意見無し	提案の通り進めさせていただきます。
18	7	減免戻し税等明細書提出のシステム化＜2＞	意見無し	再検討の結果、取消しの機能を設けることとしました。その他の内容は提案の通り、進めさせていただきます。
19	8	第7次NACCSにおける認証方法＜2＞	（質問） 第7次NACCS更改に際しOSはWindows11でないと運用できないのか。	前回WGでも案内させていただいた通りWindows11での運用となり、Windows10は使用不可となります。
20			（意見） デジタル証明書の期限は、2023年8月23日以降の対応も鑑みて、7次NACCSシステムライフ中の期限とできないか。現状期限が1年でも更新手続き方法を忘れがちなので、5年だと更に忘れるのではないかと危惧している。	期限をシステムライフ中とすることも含め検討を行いました。一般的な企業で使用されるPCの入替の時期が5年程度であること、7次NACCS更改前にデジタル証明書を入れていただくと、7次NACCS中年度更改頃が一旦入れ替える目安となることを考慮に入れて有効期限を5年としております。
21			（質問） 現在提供されているデジタル証明書に関するツールは7次NACCSにおいても提供してもらえるのか。	ツール自体は変わりますが、同様の機能を備えたツールを提供させていただく予定です。

2. WGへの検討課題提案状況

別紙_WGへの検討課題提案状況を参照

3. サブワーキングの開催状況

別紙_サブワーキングの開催状況を参照